

青森市手数料条例及び青森市建築審査会条例の一部を 改正する条例の制定について（概要）

1 制定理由

令和3年5月28日に「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」及び「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、認定申請手数料を改める等のため、所要の改正をするもの。

2 改正の内容

【青森市手数料条例改正関係】

- ① 分譲マンションについて、これまで住戸単位で認定を受け、各住戸の区分所有者それぞれが維持保全を行うこととされていたが、実際は管理組合によって一括して維持保全が行われていることを踏まえ、住棟全体での認定に改正される。これに伴い住戸単位での認定から住棟単位での認定に認定申請手数料の記載を改めるもの。
- ② 長期優良住宅の認定申請に係る添付書類等の見直しを図られ、所管行政庁の審査内容が変更されることに伴い、その審査に要する時間に増減が生じるため、認定申請手数料の額などを改正するもの。
- ③ 長期優良住宅について一定の敷地面積を有し、広場や歩道等の空地を有する等、良好な市街地の整備につながるものとして、建築審査会の同意を得て許可したものは、容積率緩和の規定が追加されることから、特例許可申請手数料の追加をするもの。

【青森市建築審査会条例改正関係】

- ① 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく容積率の特例許可に当たり、建築審査会の同意が必要である一方、現行の建築審査会条例において、審査会の招集は全て「建築基準法」に基づくものに限られていることから、他法令による準用を可能とするために一部記載を改正するもの。

3 施行期日

施行期日 令和4年2月20日